



別記様式第5号 (第9条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

長 市 生 廃 第 2 1 1 号
令和8年(2026年) 2月20日

長門市長 江 原 達 也



令和8年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 第7条第2項 の規定により、下記のとおり許可します。

記

氏 名 又 は 名 称	株式会社アースクリエイティブ
住 所 又 は 所 在 地	宇部市大字上宇部2842番地30
代表者の役職及び氏名	代表取締役 栗原 和実
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 ただし、市内より排出される動植物性残渣に限る。
営 業 の 区 域	長門市の区域
許 可 期 間	令和8年2月26日 から 令和10年2月25日まで
許 可 条 件 (遵 守 事 項)	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める事項を遵守するとともに、市係員の指示、指導に従うこと。 2 この許可条件に違反したときは、許可を取消すことがある。